

とも 生活介護運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人みんなでいきるが設置する「とも」（以下「事業所」という）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という）に基づく生活介護に係る指定障害者福祉サービス（以下「指定生活介護」という）に関し、人員、運営及び管理に関する事項を定め、利用者に対し事業の適正な運営と適切な指定生活介護の提供を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が安心安全な日常生活または社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する指定生活介護利用者に対して、入浴、排泄または食事の提供、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 前2項の他、新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第27号）に定める内容の他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- （1）名称 とも
- （2）所在地 新潟県上越市石橋2丁目10-16

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- （1）管理者 1名

管理者は職員の管理、指定生活介護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定している指定生活介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- （2）サービス管理責任者 1名（常勤）

支援計画等の作成に関する業務を行うほか、利用申込者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

2 前項のほか、指定生活介護に係る従業者の職種、員数は次のとおりとする。

- （1）医師 1名（嘱託医）

(2) 看護職員 1 名以上

(3) 生活支援員 7 名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。この間の祝祭日を含む。

(ただし、12月29日から1月3日を除く)

(2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から金曜日とする。この間の祝祭日を含む。

(ただし、12月29日から1月3日を除く)

(4) サービス提供時間 午前8時半から午後4時半までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護 20 名

(指定生活介護等の内容)

第7条 事業所で行う指定生活介護の内容は次のとおりとする。

(1) 個別支援計画の作成

(2) 食事・入浴・排泄又は清拭などの介護

(3) 生活に関する相談及び助言

(4) 日常生活上の支援

(5) 創作的活動及び生産活動の機会

(6) 身体機能及び生活能力向上のための援助

(7) 健康管理

(8) 送迎サービス

(9) レクリエーション活動

(支給決定障害者から受領する費用の額)

第8条 指定生活介護を提供した際には、支給決定障害者から当該事業に係る利用者負担額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第2条第12号に規定する利用者負担額をいう。）の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該事業に係る指定障害者福祉サービス等費用基準額（法第29条第3項に規定する厚生労働大臣

が定める基準により算定された費用の額をいう)の支払いを受けるものとする。

3 次に定める費用については、支給決定障害者から徴収する。

(1) 食事代 実費

(2) レクリエーション活動費 実費

(3) 入浴に係る光熱水費 1回につき300円

(4) 日用品費等その他の日常生活において通常必要となるものに係る諸費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者に対し、サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、上越市全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービス利用に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 受給者証の記載内容の変更があった場合は速やかに担当者に知らせること。

(2) 事業所内の居室や設備の利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合には賠償していただくことがある。また、他の利用者に損害を与えた場合には、その賠償をしていただくことがある。

(3) 利用契約に際し、損害賠償保険等の証書の写しを事業所に提出すること。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に関して消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。

2 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(緊急時における対応方法)

第12条 指定生活介護提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに医療機関及び家族への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。

（事故発生時の対応）

第13条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市、当該利用者の家族等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 施設は、施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

（衛生管理等）

第14条 従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講ずる

（1）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（3）事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施する。

（虐待防止のための措置）

第15条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置

（2）従業員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施

（3）虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への周知

（苦情解決）

第16条 提供した指定生活介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。

3 提供した指定生活介護に際し、県または市町村（以下「県等」という）が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは当該県等の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関し県等が行う調査に協力するとともに、県等から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 県等から求めがあった場合には、前項までの改善の内容を報告するものとする。

5 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法85条の規定により行う調査

又はあつせんのできる限り協力するものとする。

（従業者の研修）

第 17 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（１）採用時研修 採用後 3 カ月以内

（２）継続研修 随時

（秘密保持等）

第 18 条 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

２ 従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

３ 他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又は家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

（暴力団の排除）

第 19 条 指定生活介護事業者は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 3 条に規定する基本理念にのっとり、同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならないとする。

（健康管理）

第 20 条 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康診断を受けることの勧奨その他の健康保持のための適切な措置を講じるものとする。

（協力医療機関）

第 21 条 指定生活介護事業所は、利用者の急変等に備えるため、次のとおり協力医療機関を定める。

協力医療機関 羽尾医院 〒943-0154 上越市稲田 3-6-20

（指定生活介護事業所の設備）

第 22 条 指定生活介護事業所は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりに整備を行うとする。

１ 訓練・作業室 次に掲げる要件を満たしている。

ア 利用者 1 人当たりの床面積は、おおむね 3 平方メートル以上とする。

- イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備える。
- 2 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設ける。
- 3 洗面所 利用者の特性に応じたものである。
- 4 便所 利用者の特性に応じたものである。

（業務継続計画の策定等）

- 第23条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（身体拘束等の禁止）

- 第24条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
 - 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）

- 第 25 条 事業所は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

- (3) 体験の機会・場 グループホームや日中活動系サービス事業所等を体験利用する機能

（その他運営についての重要事項）

第 26 条 事業所は、利用者に対し適切な指定生活介護を提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておくものとする。

2 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

3 事業所は、利用者に対する指定生活介護提供に関する諸記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日より 5 年間保存する。

- ・ 個別支援計画
- ・ 市への通知に係る記録
- ・ 具体的なサービスの内容などの記録
- ・ 身体拘束等に係る記録
- ・ 苦情の内容等の記録
- ・ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

4 事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人みんなでいきると当該事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 6 月 20 日から施行する。